

令和5年度
定期監査報告書
(令和4年度分)

築上町監査委員
令和6年4月

目 次

第1 監査の実施概要	1
1 監査の種類	1
2 監査の対象期間	1
3 監査の着眼点	1
4 監査実施期間及び場所	1
5 監査の主な実施内容	1
・資料内容一覧表	2
6 その他	3
・監査・審査・検査制度（抄）一覧表	3 ～ 4
第2 監査の結果	5 ～ 37
1 監査の結果（概要）	5
2 監査の結果（詳細）	5
・全課局に向けて	5
1) 保険福祉課	6
・国民健康保険特別会計	7
・後期高齢者医療特別会計	7
2) 議会事務局	8 ～ 10
3) 都市政策課	11
4) 税務課	12
5) 企画財政課	13 ～ 15
6) まちづくり振興課	16 ～ 17
7) 農業委員会事務局	18
8) 産業課	19 ～ 20
・椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	20
9) 築上町財産区（4財産区）	21
10) 会計課	22
11) 総務課	23
12) 住民生活課	24 ～ 25
・霊園事業特別会計	25
13) 人権課	26
・住宅新築資金等貸付事業特別会計	27
14) 子育て・健康支援課	28 ～ 29
15) 建設課	30
16) 監査委員事務局	31
17) 教育委員会 生涯学習課	32 ～ 33
18) 教育委員会 学校教育課	34 ～ 35
・奨学金貸付事業特別会計	35
19) 上下水道課	36 ～ 37
第3 むすび	38

注釈

- 1 率は、原則として、小数第2位まで表示する。小数第1位で表示されている場合は、引用された数字であり、その出典元において、小数第1位までの表示であることを示す。
- 2 率の「0.00%」の表示は、小数第3位においても「0」であることを示す。
- 3 率の「-」の表示は、除数（割る数）が「0」であるため、率が存在しないことを示す。
- 4 率の合計について、端数の処理のため、100%でない場合がある。
- 5 「△120万4,621円」、「△23.65%」等の「△」は、マイナスを表す。
- 6 「今年度」は、「対象年度」（令和4年度）を表す。

用語説明（デジタル関連）

- ・ ガバメントクラウド（7ページ）
現在、住民記録、税情報等の基幹業務システムについて、地方公共団体と情報システム会社が契約し、開発、修正した業務システムを使用していることが多い。仕様の変更、法改正のたびにシステム改修の必要があり、多大な手間と経費等が掛かっていた。そこで、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき標準化し、国が選定したクラウドサービス提供者と地方公共団体が契約して、運用管理することが義務となった。これは、町民サービスの向上を図るとともに、コスト削減及び行政の効率化を図ることを目的としたものである。標準化対象は、住民記録、選挙人名簿管理及び地方税等の20業務。
築上町では、所管となる18業務について、令和7年度までの移行を目指している。
- ・ デジタルサイネージ（16ページ）
直訳すると「電子看板」。回数、時間帯、場所等を指定して、画像や映像データを表示することができる。ディスプレイの形式も、大きさ、縦横比、屋外型・屋内型、固定式・移動式、縦向き・横向き等自由度が高い。
築上町では、令和4年度から、来庁者への庁舎内の会議案内等に利用している。
- ・ 統合型GIS（Geographic Information System：地理情報システム）（23ページ）
第一に、地図データを基盤とする。第二に、人工衛星等の観測データ、道路や河川等の台帳データ、人口や農業等の統計データ、固定資産等のデータ、GPS（全地球測位システム）の位置情報等多様な種類のデータを層（レイヤ）ごとに分けて、地図データの上に載せる。これらをGISソフトウェアを使って、位置をキーにして多くの情報を結びつけることで、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性を分析するシステム。参考：国土交通省ホームページ（抜粋及び編集）
現在の個別型GISから庁内で地理情報を共有・利用できる統合型GISを構築することにより、庁内業務の効率化・高度化、費用削減を図ることが可能となる。また、インターネット上に公開される地理情報システム（公開型GIS）を構築し、HP上で分かりやすく公開することで、町民の来庁機会などを軽減し、町民サービスの向上を図ることが可能となる。築上町では、令和4年度から5年度にかけて、債務負担行為3,150万円が計上されている。
- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）（38ページ）
デジタル技術を用いて、生活の利便性を向上させ、同時に行政事務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを目的とする。総務省の「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」には、マイナンバーカードの普及促進、自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化等からなる6つの重点項目がある。

用語説明（財務会計関連）

- ・ 調定
原則的に、実際に現金が収納される前の「収入を受ける権利が発生した」段階で、地方自治法施行令第154条に基づき、年度、予算科目、金額、相手先等を特定し、内部的に決定すること。予算額より、実際の収入額に近いことから、「調定額と収入済額（決算額）との比較」等に用いられる。
- ・ 収入済額
決算において、収入が確定された額のこと。決算額と同額になる。
- ・ 不納欠損
税や使用料等を徴収する権利自体を放棄すること。

その他

- ・ 旧蔵内邸の表記について
条例等の行政上の正式名称は「旧蔵内邸」であるが、それ以外のチラシ、看板等の表記は、歴史上の表記を尊重して、「旧蔵内邸」と表記している。この定期監査報告書は、行政事務上の正式文書であるので、「旧蔵内邸」と表記する。例外として、工事名、契約名等での名称は、出典元に従う。

第1 監査の実施概要

1 監査の種類

この監査は、定期監査である。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に定められる財務監査のうち、同法第4項の規定に基づき、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて行う法定監査である。

2 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

- 令和4年度に廃止となった2係（企画財政課支所活用係、教育委員会学校教育課学校整備係）が含まれる。
- 令和5年度に新設された教育委員会教育施設整備室は含まれない。

3 監査の着眼点

築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）第2条第1項に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

なお、決算審査と同時に実施したため、地方自治法第199条第2項の観点も取り入れたことを申し添える。

4 監査実施期間及び場所

- 1) 期 間 令和5年6月7日(水)から令和6年3月15日(金)まで
ヒアリング実施日程は下表のとおり。

ヒアリング実施日程表

日 程		課 局 名
7月5日(水)	午前	保険福祉課、議会事務局
	午後	都市政策課
7月6日(木)	午前	税務課、企画財政課、まちづくり振興課
7月11日(火)	午後	農業委員会事務局、4財産区、産業課（1回目）
7月12日(水)	午前	会計課、総務課
	午後	住民生活課、人権課、産業課（2回目）
7月13日(木)	午前	子育て・健康支援課、建設課、監査委員事務局
7月14日(金)	午前	生涯学習課、学校教育課、上下水道課

- 2) 場 所 築上町監査委員事務局

5 監査の主な実施内容

築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）に準拠し、監査の着眼点に基づき、対象事業の所管課局に対し、各種関係資料の提出を求めた。また、令和4年度決算審査と対象期間が同じである令和4年度歳入歳出決算書及び令和4年度決算附属資料等の財務資料とともに、関係職員へのヒアリングを行った。

今回、提出を求めた資料は次ページのとおりである。（ただし、7）については、企画財政課が各課局に依頼した。）

・ 資料内容一覧表

No.	資料名	対象課局	提出資料	監査の視点
1)	負担金、補助 及び交付金 執行状況	全課局	・負担金、補助及び交付金に 関する調	・負担金について、必要性・ 妥当性等を中心に、執行状 況、前年度との増減等の変化 について説明を求めた。 ・補助金及び交付金につい て、積算根拠や実績確認等 について説明を求めた。
2)	工事請負費 執行状況 (1契約1,000万円 以上)	全課局	・1契約1,000万円以上の工事 請負の工事台帳（複写）	・候補業者選定の経緯、書類 の決裁状況、書類様式の管理 状況等について、説明を求め た。
3)		上下水道課	・事前に指定した3工事につい ての工事関係資料一式	
4)	入札結果 (新規実施)	企画財政課	・令和4年度入札結果一覧 ・令和3年度入札結果一覧 (一般・指名競争の入札結 果。契約不調等で随意契約に 移行したものを含む)	・2) 3) に関する補足資料 である。
5)	時間外勤務 (新規実施)	総務課	・令和4年度残業時間一覧 ・令和3年度残業時間一覧 (時間外勤務の発生する係長 級以下。課長補佐級以上は、 基本的に時間外勤務が発生し ない。)	・時間外勤務の状況に基づ き、業務の内容・時期等の実 態を把握し、労働安全委員会 等へ報告状況を含めての対応 について説明を求めた。
6)	追加資料 提出状況等	依頼された 課局	・ヒアリング時に求めた追加 資料についての提出状況及び 内容	・一部の事業について、詳細 資料を求めた。
7)	主な事業 実施状況 (依頼元： 企画財政課)	全課局 各財産区	令和4年度決算審査附属資料 【一般会計】 ・主な施策の成果とその他の 予算執行の実績 ・特定財源による事業費の特 定財源充当額 ・不用額説明書 ・収入増減調書 ・未収入調書 【特別会計】上記追加分 ・令和3年度・令和4年度款別 決算比較表 ・各款の中で節の経費の占め る比率 ・給与費決算調書 ・歳計現金残高と一時借入金 月末残高調 ・経費の性質別分析表	・執行状況及び課題等の解消 に向けた取組、事業の拡大・ 縮小の方向性及び決定の経緯 について説明を求めた。

※ 資料名欄に、「(新規実施)」の表示のないものは、例年、提出を求めている資料である。

6 その他

なお、監査に類するものとして、審査及び検査があるが、それぞれ内容、着眼点等が異なるものである。概要は下表のとおりである。

・ 監査・審査・検査制度（抄）一覧表

種 類	根拠法等	目的、着眼点ほか	
監 査	財務監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第199条第1項 ・ 築上町監査委員監査基準第2条第1項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
	定期監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第199条第1項、第4項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務監査の実施頻度の異なるもの ・ 毎会計年度に1回、期日を定めて実施
	随時監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第199条第1項、第5項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務監査の実施頻度の異なるもの ・ 監査委員が必要と認めるとき
	行政監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第199条第2項 ・ 築上町監査委員監査基準第2条第1項第2号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
	財政援助団体等監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第199条第7項 ・ 築上町監査委員監査基準第2条第1項第3号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
審 査	決算審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第233条第2項 ・ 地方公営企業法第30条第2項 ・ 築上町監査委員監査基準第2条第1項第4号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること ・ 毎年1回実施 ・ 期間は、概ね、出納閉鎖時期の5月頃から決算議会で報告する9月頃まで
	基金運用審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第241条第5項 ・ 築上町監査委員監査基準第2条第1項第6号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること ・ 毎年1回実施 ・ 期間は、概ね、出納閉鎖時期の5月頃から決算議会で報告する9月頃まで

(次ページに続く)

<p style="text-align: center; font-size: 2em;">審査</p>	<p style="text-align: center;">健全化 判断比率等 審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条 ・築上町監査委員監査基準 第2条第1項第7号 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること ・毎年1回実施 ・期間は、概ね、出納閉鎖時期の5月頃から決算議会で報告する9月頃まで
<p style="text-align: center; font-size: 2em;">検査</p>	<p style="text-align: center;">例月現金 出納検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 第235条の2 ・築上町監査委員監査基準 第2条第1項第5号 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること ・管理者から提出された資料と金融機関の預金残高証明書、預金通帳との照合、その他検査を実施 ・毎月1回実施

※ 上記のほか、下記の監査等がある。

- ・住民監査請求等に代表される特別監査（要求監査）
- ・外部監査契約に基づく監査

第2 監査の結果

1 監査の結果（概要）

各課局の事業について、それぞれ関係書類の提出を求め、ヒアリングを行った結果、概ね事務の執行は適正であると認められた。

また、一部について、改善や検討を要する事務処理も見受けられたことから、各項目の所感を踏まえて、今後、より一層、適切で効率的な事務の執行に努められたい。

2 監査の結果（詳細）

・全課局に向けて

1) 本庁2階及び3階書庫における適切な使用と文書管理の徹底について

- ・令和5年2月に、監査委員2名で、築上町役場本庁2階及び3階書庫に出向き、文書管理状況について視察を行った。各課局が文書を置いてよい場所は、整然と分けられており、表示もはっきりとしていてわかりやすく、一目瞭然であった。
- ・管理ができていない課局はブックエンド等を使って書類が倒れないようにしたり、本棚や文書箱自体に廃棄年度を明示する等の対応をしていた。そうでない課局は永年保存である工事・道路関係書類を箱の中に入れ、更にそれを複数個重ねているため、箱がつぶれているようなものもあった。令和3年1月に新庁舎の利用を開始し、2年足らずとは思えないほどであった。
- ・文書管理は行政の基本であり、また、情報開示請求や住民監査請求等があった場合に対応できるように、常に整理しておく必要がある。毎年5月頃に、総務課行政係からの指示により、文書目録の提出、文書の整理、保存年限経過文書の廃棄等を全庁的に行っているとのことなので、継続して、文書管理を心掛けられたい。

2) ホームページ（以下、「HP」。）内容の更新について

- ・近年は、インターネットで情報を得る機会が爆発的に増えている。築上町についても、新しい情報の掲載、また、必要のない情報を削除する等、なお一層の内容の充実に向けて努められたい。

3) 課局ごとの時間外勤務（係長以下）について

- ・最も多いのは総務課で、1人当たり平均158.00時間／月である。6月の大雨、11月の台風災害対応が要因であるため、他課職員分についても総務課に計上されている。
- ・その次に多い建設課では、1人当たり平均110.73時間／月である。月ごとに見ると、課合計で、10月、12月、1月、2月は100時間以上であり、9月、3月は200時間以上である。特に、11月は497時間と異常とも言える数字で突出しており、これは、例年の工事発注の年内締切、また、台風災害後の災害復旧工事が要因である。適切な人員配置を望むものである。

4) 懲戒処分について

- ・現在の代表監査委員が就任した令和4年3月以降、懲戒処分が3件実施された。学校建設に伴う補助金に係る不適切な事務処理、飲酒運転、パワーハラスメントの計3件である。今後、このようなことがないように努められたい。
-

1 保険福祉課

(①保険係 ②福祉係 ③障がい者支援係 ④地域包括支援係)

・ 一般会計

1) 主な事業の実施状況

① 保険係

- ・ 後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者に対し、はり、きゅう、マッサージ等の助成を実施。また、重度障がい者医療対策費として医療費の自己負担分を支出。更に、ひとり親家庭の父母等200人及び高校生までの子ども医療対策費として2,261人を対象に医療費を支出し、健康の保持と生活の安定を図った。

② 福祉係

- ・ 非課税世帯等臨時特別給付金事業で、令和4年度に新たに非課税世帯となった347世帯に対し、1世帯10万円の給付金を支出した。また、令和4年度非課税世帯等2,563世帯に対し、1世帯5万円の給付金を支出した。その他、認知症カフェ運営実施事業、ふれあい健康サロン事業、戦没者慰霊祭等を行った。

③ 障がい者支援係

- ・ 障がい者自立支援給付費を支出することで、福祉サービスの利用促進及び自立生活支援を行った。また、医療費等の負担軽減や補装具給付等の支援を行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、自宅療養等の対象者243件783人に対し食料品や日用品を提供し、生活支援を行った。

④ 地域包括支援係

- ・ 包括的支援事業では、総合相談支援が年1,463件で前年比16%増加。その他、成年後見制度や高齢者虐待の相談等を実施した。地域ケア個別会議や認知症支援事業を実施し、また、専門職のネットワーク等、地域包括ケア体制づくりを推進した。
- ・ 9月29日をもって築城支所での業務を終了し、10月2日から本庁での業務を開始した。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況 (1契約1,000万円以上)

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 保険、福祉、障がい者、高齢者支援と行政の重要な役割を担う課である。今後も、サービス等へのニーズが増えることが予想されるが、今後も適正な運営と社会福祉の推進に努められたい。

-
- ・ 特別会計 築上町国民健康保険特別会計（以下、「国保」。）
 - ・ 特別会計 築上町後期高齢者医療特別会計（以下、「後期」。）
-

1) 主な事業の実施状況

ア) 国保：運営状況

- ・ 国民健康保険法の改正により、平成30年度から、都道府県と市町村が保険者となり、運営している。令和6年度からは、国民健康保険税が県下で一律の額となる予定。築上町と県下一率額との差はあまり大きくないため、被保険者への激変は避けられる見通しである。
- ・ データ管理について、現在は、町のサーバーを使用しているが、国が一括して行うガバメントクラウドを令和7年度に導入予定。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

ア) 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証利用や、地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、今後も努力されたい。

イ) 国保：不納欠損について

- ・ 国民健康保険税は、現年の調定額3億2,257万5,450円に対し、2億9,555万7,550円の収入であり、対調定で収納率は91.62%である。滞納分は調定額1億9,380万8,817円に対し、2,806万8,210円の収入であり、対調定で収納率は14.48%となっている。対調定で、収納率は62.67%であり、また、額にして1,601万9,141円、率にして4.95%の不納欠損処理を行っている。短期証や資格証の発行等、納付を促すよう努めているが、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢における景気悪化等も要因となり、厳しい状況であると言わざるを得ない。公平性の観点からも、更なる収納率向上に努められたい。

ウ) 後期：不納欠損について

- ・ 過年度の保険税の未収入分である滞納繰越について、死亡者の滞納分106万7,570円を対象に、不納欠損の処理を実施した。国保のように短期証も資格証もあり、分納も実施し、催告書の送付や毎月の自宅訪問等を実施している。「高齢者の医療の確保に関する法律」との兼ね合いもあり、徴収は厳しい場合が多いことは理解できるが、医療制度の公正性等も鑑み、これまで以上に徴収率向上に努められたい。

2 議会事務局

(①総務係)

1) 主な事業の実施状況

- ・ 議会本会議、常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会等の運営に関すること、議員名簿の作成・管理、議員共済会及び互助会、報酬等に関することを実施。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

ア) 築上郡議長会負担金について

- ・ ほぼ旅費のみで構成されている負担金であるが、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響で、会議・研修会等が実施されておらず、剰余金が多く発生した。その結果、築上郡議長会から117万4,380円の返金があった。

イ) 政務活動費について

- ・ 4) 所感ウ) 政務活動費についてのとおり。

3) 工事請負費執行状況 (1契約1,000万円以上)

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

ア) 常任委員会の議事録のHP上での公開について

- ・ 現在、本会議での議案上程、議案質疑、一般質問、採決については、YouTube (以下、「YouTube」) やHP上の議事録で、いつでも確認できる状態にある。常任委員会の議事録についても、本会議と同様に、HP上での公開について、前向きに検討されたい。下表も参照されたい。

- ・ HP上での議事録の公開状況について

公開あり	本会議での議案上程
	本会議での議案質疑
	本会議での一般質問
	本会議での採決
公開なし	常任委員会での審査

(次ページに続く)

イ) 議長交際費について

・ 決算について

予算額100万円、決算額40万2,552円、執行率40.26%。前年度決算額17万7,164円と比較し、227.22%の伸び率である。下表も参照されたい。

・ 議長交際費の前年度との比較について（議長交際費）

No.	年度	令和4年度	令和3年度
1	予算額	1,000,000円	1,000,000円
2	決算額	402,552円	177,164円
3	執行率	40.26%	17.72%
4	増加率	227.22%	—

・ 基準及び支出明細の公表について

「築上町議会議長交際費支出基準」に基づき支出しているが、現在、この基準及び支出明細は公表されていない。公表に向けて、前向きに取り組まれない。

なお、近隣2市4町のHPでの公表状況等は、下表のとおりである。

・ 築上町及び近隣2市4町のHPでの公表の有無について（議長交際費）

公表あり	豊前市	行橋市	苅田町	—
公表なし	築上町	吉富町	上毛町	みやこ町

・ 築上町及び公表している2市1町の各種比較について（議長交際費）

No.	市町名	築上町	豊前市	行橋市	苅田町
1	人口	16,972人	24,050人	72,522人	37,608人
2	議員定員	14名	13名	20名	16名
3	支出額	402,552円	418,111円	318,622円	610,000円
4	町民1人当たり 交際支出費	23.7円	17.4円	4.4円	16.2円

※ No.1（人口）：令和5年3月末現在

※ No.2（議員定員）：豊前市欠員1名

- 参考までに、町長交際費については、「築上町交際費事務取扱についての基本方針」に基づく明確な支出基準がある。さらに、少なくとも、平成21年度から、内容をHPで公表していることを申し添える。

(次ページに続く)

ウ) 政務活動費について

- 令和4年12月に新設された制度であり、令和4年12月～令和5年3月分で、予算額168万円（月2万円×6ヶ月×議員14名）、決算額0円である。
なお、近隣2市4町の政務活動費制度設置状況は、下表のとおりである。

・ 築上町及び近隣2市4町の政務活動費制度設置状況について（政務活動費）

制度あり	築上町	豊前市	行橋市	吉富町	苅田町
制度なし	上毛町	みやこ町	—	—	—

・ 築上町及び制度を設置している2市2町の各種比較について（政務活動費）

No.	市町名	築上町	豊前市	行橋市	吉富町	苅田町
1	人口	16,972人	24,050人	72,522人	6,633人	37,608人
2	議員定数	14名	13名	20名	10名	16名
3	成立年月	令和4年12月	平成13年度	平成13年度	令和元年	平成14年度
4	公表状況	なし	なし	あり	なし	なし
5	年間上限額	24万円	36万円	30万円	18万円	30万円
6	町民1人当たり 年間上限額	198.0円	129.7円	66.2円	361.8円	102.1円
7	費用弁償	2,000円	2,000円	0円	200円	2,500円

※ No. 1（人口）：令和5年3月末現在

※ No. 2（議員定員）：豊前市欠員1名

※ No. 5（年間上限額）：1人当たりの年間最大額。平成25年2月以前は「政務調査費」。

※ No. 7（費用弁償）：議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときに、1日単位で支払われるもの。

エ) まとめ

- 実質的な観光旅行ではないかと指摘される国会議員、県議会議員の海外視察等、「政治とカネ」と言われる、行政・政治に関わる税金の使い方に注目が集まっている。国・県・市区町村他各議員において、不適切な支出、領収書の不備等が報道されており、なかには、違法支出で逮捕となった事件もある。町民の関心も高いと思われる。今後も、適切及び厳格な運用に努め、住民の信頼確保に努められたい。

3 都市政策課

(①都市政策係 ②住宅管理係)

1) 主な事業の実施状況

① 都市政策係

- ・ 椎田駅北口駅前広場と県道椎田停車場線との接続部の工事及び路面標示、横断防止柵等の設置工事を実施。
- ・ 椎田駅自由通路配置検討業務、椎田駅北口残地整備等設計業務委託を実施。

② 住宅管理係

- ・ 公営住宅改修事業で、町営南別府団地（4戸）、安武第3C団地（1戸）、袈裟丸団地（1戸）の解体工事（工事監理業務委託を含む）を実施。
- ・ 同じく、公営住宅改修事業で、椎田西、新開、安武、赤幡、西高塚（合計：6棟10戸）の翌年度解体予定団地の解体設計を実施。
- ・ 社会資本整備総合交付金事業として、町営峯原第1団地（1種棟・集会所外）の外壁等改修工事（工事監理業務委託を含む）を実施。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき実施した防音工事により設置した空調機器（エアコン・換気扇）であり、取り付けて10年以上経過し、その機能の全部または一部を保持していない場合に、取替えを行う機能復旧工事について、13件、823,816円を負担金として支出した。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 1) のとおり。

4) 所感

- ・ 老朽化した住宅については、住民の退去が完了次第、順次、解体を実施。
- ・ 住宅使用料等の収入額について、住宅分・公共賃貸住宅分の現年・滞納繰越分をまとめて、決算額は1億802万6,238円で、調定比27.93%、昨年比0.77%とほぼ同じである。
また、住宅使用料分・住宅共益費分・公共賃貸住宅分、現年・滞納繰越分ごとの徴収率は、昨年度比でほぼ±0.12%以下の変動である。滞納繰越の場合、徴収率は、公共賃貸でも10.3%、住宅使用料では1.7%、住宅共益費では1.2%と、現年分と比べ激減している。できる限り、現年での徴収に努められ、更に健全な管理を行っていただきたい。

4 税務課

(①課税係 ②徴収係)

1) 主な事業の実施状況

① 課税係

- ・ 住民税（個人・法人）、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税種別割等の課税事務を実施。
- ・ 住民税及び国民健康保険税に係る申告相談会の実施。
- ・ 町内の小学校を対象に、税金に係る啓発授業を実施。

② 徴収係

- ・ 滞納については、督促・催告・自宅訪問・給与照会等の実態調査、差し押さえ予告等を実施。差し押さえた動産については、京築地区合同公売会を開催し、町税等の滞納処分の一環とした。
- ・ スマートフォンアプリ決済やコンビニ納付、分納等の相談に応じる等して、徴収率の向上に努めた。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 現年分について、住民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税種別割を合わせた調定額14億5,527万3,295円のうち、収入済額は14億3,007万3,002円で、徴収率は98.27%である。前年比は、ほぼ横ばいの△0.16ポイントである。
- ・ 滞納分について、住民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税種別割を合わせた調定額1億4,581万688円のうち、収入済額は1,940万2,749円で、徴収率は13.31%である。前年比は△8.30ポイントであり、徴収率向上に更に努められたい。

5 企画財政課

(①財政係 ②管財係 ③企画計画係 ④支所利活用推進係)

1) 主な事業の実施状況

① 財政係

- ・ 予算の編成・執行・財政計画・基金・地方債・地方交付税等の事務を行う。また、9月決算については、分析を行うとともに、「広報ちくじょう」10月号で前年度の決算報告を掲載し、町の財政状況を町民に周知した。

② 管財係

- ・ 築上町新庁舎建設基本構想・基本計画の基本方針により、要望が多かったATMについて、セブン銀行ATMを庁舎内に設置し、住民の利便性向上を図った。

③ 企画計画係

- ・ 食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町内の全世帯を対象に、ギフトカードを配布し、生活支援を行った。
- ・ 18歳以下の児童等に対し、図書カードを配布し、子育て世代への支援を行った。

④ 支所利活用推進係

- ・ 築城支所の維持管理を行った。
- ・ 当該係は令和5年3月31日に廃止され、管財係に移管された。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

ア) 物価高騰対応町民生活応援事業について

※ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
(新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金事業)

① 町内全世帯へのJCBギフトカード配布 (5,000円/世帯)

- ・ 目的：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を軽減するため、消費下支えを通じた生活者支援
- ・ 受取件数：発送件数8,540件中 8,378件 (98.10%)
- ・ 商品券配布事業を選択した理由について
 - ・ 交付金事業の要件として、確実に年度内での完了しなければならないが、町内限定の地域振興券配布事業だと換金作業も必要となり、町民が実施に使用できる期間が短くなるため、実施を見送った。
 - ・ 全世帯対象の現金配布は、交付金事業対象外であったため。
 - ・ 速やかに生活者へ支援できるため。
- ・ JCBギフトカードを選択した理由について
 - ・ 利用可能店舗が他の商品券よりも多く、町民の利便性に寄与できると判断したため。
- ・ またこの事業については、起案から始まる契約書類一式、検査調書等を精査し、関係書類は、日付、権限、決裁区分等を含め、適切に記載、管理、保管されていることを確認した。

(次ページに続く。)

② 18歳以下の児童等に対し、図書カード配布（3,000円／1人）

- ・ 目的：物価高騰の影響を受けている児童等の保護者の負担を軽減するため。
- ・ 受取件数：発送件数2,331件中 2,318件（99.44%）
- ・ 起案から始まる契約書類一式、検査調書等を精査し、関係書類は、日付、権限、決裁区分等を含め、適切に記載、管理、保管されていることを確認した。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

ア) 町の財政、財産管理、契約管理、地方公共団体の基礎的で重要な業務を担う課であり、業務の適正化、効率化等を一層進めてもらいたい。

- ・ 旧庁舎敷地内に福岡銀行ATMが設置されていたため、新庁舎においても要望が多く、福岡銀行にATMの設置依頼をしたものの、多額の費用が掛かるとのことで断念した経緯がある。
今回のセブン銀行ATM設置における電気設備工事の決算額21万円4,500円。使用料は月18万円（税抜）で、これは設置し続ける間、毎年継続的に掛かる経費であり、今後も注視が必要である。

イ) 工事台帳の現状と見直しについて

- ・ 文書管理規程に掲載されていない。
- ・ 保存年限は永年である。
- ・ 主管課が特定されていない。
- ・ 入札等に関連する事項であるため、管財係が担当となり、様式の修正を含めた運用の見直しに努められたい。
- ・ 詳細（修正方針等）
 - ・ No. 欄
何の番号を記入するためのものか定まっていないため、「管理用No.」と修正して、使っている場合もあるので、統一する。記入内容について、「係名（略称）＋通し番号」等にする。
 - ・ 起工番号欄、災・査定番号欄
記入することがないのであれば、削除する。
 - ・ 工事概要欄
記入内容を統一する。工種も必要だと思う。
 - ・ 請負人・建設業許可番号欄
記入漏れが多いので、記入を徹底する。
 - ・ 工事種別欄
ほとんどの課が、工事名を記入しているので、「工事名」とする。
 - ・ 指名業者の入札金額欄
入札不調のために随時契約に移行した場合等に、その旨を記入する欄とする。

（次ページに続く）

ウ) 県外業者との契約について

- ① 旧蔵内氏庭園主屋修理工事（生涯学習課文化財保護係）について
- ・ 4者指名の指名競争入札を実施したが、2者が入札を辞退し、残り2者で入札。入札額が同額のため、くじで決定した。
 - ・ 本工事の指名業者は、4者ともに、築上町に建設工事指名競争入札参加資格申請書を提出していないため、本工事に適正な業者（指名時のおいての納税、資格等）である確認ができない。工事入札担当課として、特殊技術を有する業者であっても、入札指名時に、当該申請書を提出させ、競争入札参加資格審査を受ける必要があると考える。
 - ・ なお、建設工事指名競争入札参加資格申請書の受付期間は、以下のとおりである。
 - 町外業者・・・年1回（4月）
 - 町内業者・・・随時

《管財係からの回答》

- ・ 築上町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱（平成18年1月10日告示第4号）第8条の規定に基づき、「特に急施を要する工事、特殊の技術又は機械を必要とする工事」については、有資格者以外からも業者を選定することが出来るため、町外業者でもよいと判断した。
- ・ 築上町工事請負業者指名選考委員会に対して、町外業者の提出書類について、監査委員より意見があった旨を伝える。

6 まちづくり振興課

(①地域係 ②広報観光係)

1) 主な事業の実施状況

① 地域係

ア) ふるさと納税について

- ・ 収入済額は8,261万円、前年比は△1,035万円（△11.13%）である。前年に比べて、収入は減少したものの、ふるさと納税専門業者への委託により、返品業者の新規開拓が進む等、地元業者の販路開拓が進んでいる。

イ) J R 椎田駅築城駅舎維持管理業務委託について

- ・ J R 椎田駅築城駅舎（自転車置き場含む）維持管理業務委託について、九州鉄道OB会豊前築上支部と契約している。これにより、町の支出217万1,520円のうち、81.46%にあたる176万9,000円が九州旅客鉄道からの特定財源収入であるため、実質的には、差引40万2,520円で管理が実施できている。

ウ) 移動販売車について

- ・ いわゆる買い物難民のため、令和4年5月から築上町移動販売事業として、メタセの杜に、ほぼ全額に近い289万6,000円を補助金として支出。5年で自主運営できるよう計画している。

② 広報観光係

ア) 牧の原キャンプ場のテントサイト新設に伴う利用者数の増加について

- ・ 利用期間を通年に変更し、テントサイトを新設、Wi-Fiの利用範囲を拡大。この支出は、607万6,720円。利便性の向上に寄与した結果、利用者について、1,044人（310.90%）増の1,539人。使用料についても129万1,200円と、前年度48万4,100円から80万7,246円（266.75%）増となった。

イ) 築上町観光PR動画について

- ・ アフターコロナに向けて、築上町観光PR動画を製作し、デジタルサイネージで博多駅や小倉駅等で放映。SNSでも配信し、町のPRを行った。再生回数も伸び、台湾の観光系サイトからも問い合わせがある等の反響があった。
- ・ 3Dアートを製作し、町内の4か所に設置。これに、508万6,767円を支出。周遊型の観光アイテムとして、町に来た方がSNSを使って情報発信することで、観光の集客につながっている。

ウ) スターコーンFMに関すること（指定管理先：東九州コミュニティー放送株式会社（第三セクター））

（次ページに続く）

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 「日本さくらの会」への年5,000円の支出について、利点が、さくらの苗をもらえるという点のみであれば、産業課でも同様の施策を実施しているため不要と考えるとの旨、指摘した。
- ・ 自治会への「まちづくり推進交付金」について、積算過程で各役職手当分名目が計上されているが、実態としては、その役職者が不在であることも多い。その他の積算根拠についても、企画財政課財政係からも指摘があったとのことであり、実際の活動内容と一致するような制度へ改善されることが望ましい。
- ・ 「今川PA利活用協議会負担金」について、決算額142万3,936円と、前年比39万9,572円増である。東九州自動車道の今川PAのコンビニエンスストア内にある観光コーナーへのパンフレット配架や先進地区への視察が主な事業内容であるが、前年度、今年度ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんど事業が実施できておらず、構成する4市町の負担金（10万円×4市町）が積み上がっている状態である。令和5年度事業計画によると、観光・文化・産業振興事業及び会議・研修・視察の2事業ともに、積極的な展開を予定しているとのことなので、今後も注視していきたい。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 当該課は、まちづくりの根幹であり、業務が多岐に渡っているが、負担金、補助及び交付金については、再度内容を確認し、町の不利益にならない場合は廃止することも検討いただきたい。また、いずれの事業についても、積算根拠を明確にするよう努められたい。
- ・ ふるさと納税について、税控除や地方特産物等の販路拡大と、発足当時から注目の絶えない事業である。
また、近年は、物価高騰等により、返品品額の目安である3割を超えてしまうため、返品品の掲載を一時取りやめたり、また、国から、実際に掛かる事務経費の計上を求められたり、時代の流れや変化に影響されることも多い。町の自主財源として収益を上げられる数少ない事業の一つであり、寄附に込められた篤志を尊重し、町政に活かしてほしいと考える。
- ・ 移動販売車について、運営側の経費や人員確保等課題が多いが、その課題一つ一つを乗り越え、地域の方々の社交場となり、第2次築上町総合計画基本構想の基本理念である「心と体の健康を求めた『豊かな生活の場づくり』」に寄与していただきたい。
- ・ 牧の原キャンプ場について、テントサイト新設の1年目であったため、このような目覚ましい増加となった。今後も周知に力を入れ、利用者増に努められたい。

7 農業委員会事務局

1) 主な事業の実施状況

- ・ 農業委員会総会、運営等に関すること。
- ・ 農業振興に関すること。
- ・ 農地転用許可等の農地法（昭和27年法律第229号）関連において、令和4年度の農地転用許可申請は21件で、前年比10件の減となった。
- ・ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に関すること。
- ・ 農地改良に関すること。
- ・ 農地基本台帳に関すること。
- ・ 農業者年金に関すること。
- ・ 農地の利用調整に関すること。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 過年度分の支払漏れについて、その後、問題なく処理されていた。今後は、このようなことがないように努められたい。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 農地利用最適化推進委員向けのタブレット端末12台について、通信費等を含め、46万2,660円の支出である。財源について、タブレット本体は、「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」、タブレット以外の通信運搬費及びソフト使用料は、「農地利用最適化交付金」からの国庫支出金である。タブレット端末は、ほ場の現場で、情報が確認できるものであるが、実際の使用には至っていないとのことである。今後、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努められたい。

8 産業課

(①農業振興係 ②商工係 ③林業水産係)

・ 一般会計

1) 主な事業の実施状況

- ・ 2) のとおり。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

① 農業振興係

ア) J A福岡京築築上町直売所建設事業について、築上町産農産物を多く販売するJ A京築「京築恵みの郷 ちくじょう店」に対し、補助金を支出。内容は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金1億1,219万8,000円を間接補助で交付した。

② 商工係

ア) なかまち駐車場補助金20万3,000円について、管理者である築上町商工会へ交付しているが、金額の根拠や契約書、草刈り等管理の状況について確認を指示した。

イ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、以下の3事業を実施した。

- ・ 商品券プレミアム販売事業：築上町商工会発行の「築上町商工会プレミアム商品券『商工会ちくちく券』」発行。換金率100%。
プレミアム率は、20%（町10%+県10%）。築上町商工会へ補助金1,917万7,134円を支出した。
- ・ 生活支援応援券発行事業：町民1人当たり5,000円生活支援応援券を配布。換金率95.7%。
築上町商工会へ生活支援応援券換金事務負担金を合計8,274万500円を支出した。
- ・ 移動販売車支援事業：キッチンカー購入費用等への補助。
2件の申請者に交付。1件は車両購入に200万円、もう1件は車両改修費用に49万8,000円を支出した。
関係書類は、日付、権限、決裁区分等を含め、適切に記載、保存、管理されていることを確認した。

③ 林業水産係

ア) 本年度新規事業である放置竹林対策事業業務委託費として、豊築森林組合に8万1,000円を支出した。更に、築上町森林内放置竹林整備事業について、築上町森林内放置竹林整備事業実施要領第4条に基づき、受託事業者である豊築森林組合に、132万9,900円を支出した。これは、約200本の伐採した竹を養殖用牡蠣イカダに利用したもので、県税である森林環境譲与税から充当された。

(次ページに続く)

- イ) 新型コロナウイルス感染症重点交付金事業として、家畜農家への飼料費支援に40万円（10万円×4件）を支出した。また、漁業者らが所有する漁船の燃料費に対する支援に、78万円（2万円×39隻）を支出した。
- ウ) 築上町4財産区については、後述のとおり。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 特筆すべき点はない。

4) 所感

- ・ 築上町は、第1次産業の占める割合が高く、そのなかでも、農業は大きなシェアを占める。農業従事者の高齢化が叫ばれて久しいが、引き続き、時代に対応した支援を実施してほしい。
- ・ J A京築「京築恵みの郷 ちくじょう店」について、既存のメタセの杜と別機軸で、町内の生鮮食料品、加工品等の販路となり、農業を盛り上げてもらいたい。
- ・ 福岡県事業の放置竹林対策として、伐採した竹を養殖用の牡蠣イカダに利用するという事業について、素晴らしい施策であると評価する。

・ 特別会計 築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計

1) 主な事業実施状況

- ・ 椎田駅周辺の活性化を促進するため、商業施設の活用に必要な事業費の貸付を行う目的であったが、現在は新規貸付は行わず、貸付金回収業務のみを行っている。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 滞納分について、回収に困難を極めているが、主債務者や連帯保証人から負債を引き継いだ相続人からの回収を望むものである。

9 築上町葛城財産区・築上町西角田財産区・ 築上町上城井財産区・築上町下城井財産区

- ・ 特別会計 築上町葛城財産区特別会計
 - ・ 特別会計 築上町西角田財産区特別会計
 - ・ 特別会計 築上町上城井財産区特別会計
 - ・ 特別会計 築上町下城井財産区特別会計
-

1) 主な事業実施状況

ア) 築上町葛城・西角田・上城井各財産区（以下、「各3財産区」）の 議会制廃止について

- ・ 令和5年2月9日、森林経営委託契約や分収造林契約締結の結果、事務処理が大幅に軽減され、各3議会に議決の任に当たらしめる必要がなくなったため、福岡県知事から、築上町各3財産区議会設置条例を廃止する議案が提出された。
- ・ 同月21日、築上町各3財産区議会において、築上町各3財産区議会設置条例の廃止が可決。6月30日施行。同日、築上町議会において、築上町各3財産区の築上町各3財産区管理会への移行及び築上町財産区特別会計、築上町各3財産区基金を設置する議案が可決となった。
- ・ 6月30日以降、築上町各3財産区管理会の議決事項は、築上町議会で議案化されることとなった。
- ・ 各財産区特別会計への移管額は、築上町葛城財産区管理会1,600万6,017円、築上町西角田財産区管理会1,519万7,751円、築上町上城井財産区管理会2,781万2,120円。令和5年6月期例月出納検査にて、移管を確認した。

イ) 下城井財産区の実績

- ・ 下城井財産区域内の下城井小学校の教育環境整備費として、遊具や法被の購入に138万4,200円が充てられた。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 実績がないため、該当なし。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大、ウッドショック、慢性的な人手不足等、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、適正な財産の管理・運営を行うとともに、安全と福祉の向上に努められたい。
 - ・ 下城井財産区が地域の小学校の教育環境整備に貢献したことは、財産区の設置目的と合致した素晴らしい施策であったと高く評価する。
-

10 会計課

(①会計係)

1) 主な事業の実施状況

- ・ 窓口収納に関すること。
- ・ 伝票の審査、決裁に関すること。
- ・ 収入、支出処理に関すること
- ・ 現金、有価証券の出納及び保管に関すること。

ア) セルフ型町税等公金収納機の設置

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、令和5年1月、セルフ型町税等公金収納機を庁舎1階に設置。住民と職員の接触機会を減少させ、待ち時間の短縮、さらに、納付率の向上を図った。対応できる納付書の種類について、今後も増やしていくとのことである。

イ) 支出命令の審査

- ・ 契約書や写真等を確認し、500万円以上の工事請負費等では、必要な場合は現場へ行き、確認を行っている。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 実績がないため、該当なし。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ ここ数年の電子決済への移行は、多くの人が実感していると思われる。納付のハードルが下がるため、納付率の向上への期待もあり、その他、情報の共有等の利点も多いが、新規システムの導入や既存システムの改修、保守管理、手数料等の支出、また、費用と効果のバランスについても、継続的に注視する必要がある。

11 総務課

(①行政係 ②地域安全係 ③人事秘書係 ④電算係)

1) 主な事業の実施状況

① 行政係

- ・ 選挙管理委員会、政治倫理審査会、行政不服審査会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会等に関する事。議会の招集及び議案の作成、条例規則等の制定等に関する事、情報公開等に関する事。

② 地域安全係

- ・ 自衛隊、基地対策、自衛官募集、防災、消防、安全対策等に関する事。
統合型GISシステム導入に向け、令和3年度にプロジェクトチームを立ち上げ、仕様書の作成を行った。

③ 人事秘書係

- ・ 町長及び副町長の秘書に関する事。職員倫理、職員給与、人事評価等に関する事。叙位・叙勲等に関する事。

④ 電算係

- ・ 電算関係の管理、庁内ネットワークの管理、総合行政ネットワーク等に関する事。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 令和3年度から4年度にかけて実施した防災倉庫設置工事について、コミュニティセンターソピア敷地内に約100㎡の防災倉庫を設置し、1,558万7,000円を支出した。財源は、公益財団法人B & Gからの令和4年度防災拠点総合支援体制構築事業助成金が充てられた。

4) 所感

- ・ 現在、各課で必要に応じ地理情報システム（個別型GIS）を導入しているが、統合型GISシステムを構築することにより、庁内業務の効率化・高度化、費用削減を図ることが可能となる。また、将来的にインターネット上で公開される公開型GISを構築し、ホームページ上で地理情報を分かりやすく公開することにより、従来の窓口閲覧における問合せ時間や来庁機会などの町民負担を軽減し、町民サービスの向上を図ることができるため、今後を期待したい。

12 住民生活課

(①住民係 ②総合窓口係 ③環境衛生係 ④清掃施設管理係)

・ 一般会計

1) 主な事業の実施状況

① 住民係

- ・ マイナンバーカードオンライン申請補助端末を導入し、申請の促進を図った。
- ・ マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化対応に伴うシステム改修を行い、手続きの時間短縮化を図った。
- ・ 戸籍法一部改正に伴うシステム改修を行い、戸籍の情報連携の準備を進めている。

② 総合窓口係

- ・ 住民票や戸籍等の証明発行業務は民間事業者に業務委託。出力後、引渡し前に、職員による確認作業を実施。
- ・ 住民基本台帳の異動等の入力。

③ 環境衛生係

- ・ まちづくりの環境衛生の意識向上及び推進に関すること。
- ・ 汚物、じんかい、し尿処理及び清掃に関すること。

④ 清掃施設管理係

- ・ 築上町清掃センターや火葬場の管理、運営に関すること。
- ・ 旧ごみ焼却施設解体工事を終え、ストックヤード建設工事が開始した。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 老朽危険空き家の除去費用の補助を実施。
- ・ 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金により、省エネ家電製品買換え促進事業を実施し、64名に449万7,000円を支出した。

3) 工事請負費執行状況 (1契約1,000万円以上)

- ・ 令和3年10月22日、築上町清掃センターのリサイクル施設で、「その他ごみ」の中に、発火を引き起こすごみの混入が原因と考えられる火災事故が発生したため、補修工事を実施。前払金として、8,668万円を支出した。総額2億1,670万円の予定である。この工事は、令和5年度に継続する。

(次ページに続く)

- ・ 前年度からの継続事業で、旧ごみ焼却施設解体工事を実施。完了した。精算払として、1億4,421万7,000円を支出。前年度から今年度にかけて、総額2億4,913万9,000円を支出した。
- ・ スtockヤード建設工事を実施。前払金として、1億1,463万7,000円を支出した。総額3億72万9,000円の予定である。この工事は、令和5年度に継続する。

4) 所感

- ・ マイナンバーカードについて、令和5年3月末時点で、交付枚数1万1,516枚で、人口1万6,972人に対する交付率は67.85%である。マイナンバーカード制度は、公平・公正な社会の実現を目指しながら、住民の利便性を高めるとともに行政を効率化していく有効な手段となることから、普及率の向上への一層の努力を求めるものである。

・ 特別会計 築上町霊園事業特別会計

1) 主な事業実施状況

- ・ やすらぎの丘霊園について、環境の整備を図るとともに、公共の福祉の増進に寄与するため、大30区画、中57区画、小280区画の計367区画を霊園として整備したもの。令和3年度までに使用許可された区画は178区画。令和4年度に使用許可したものはなし。維持管理に努めている。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 実施していないため、該当なし。

3) 工事請負費執行状況 (1契約1,000万円以上)

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 霊園内の施設管理委託料について、年間81万円の支出があるが、金額について精査するとともに、適切な運営、管理を望む。

13 人権課

(①人権男女共同参画係)

・ 一般会計

1) 主な事業実施状況

- ・ 同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する調査及び広報に関すること。
- ・ 集会所その他施設の維持管理及び運営に関すること。
- ・ 椎田人権センター及び築城人権センターの使用に関すること。
- ・ 7月の同和問題啓発強調月間について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は中止し、講演会は録画配信を行った。また、12月の人権週間講演会は講師を招聘し、3年ぶりに対面実施した。
- ・ 第3次築上町男女共同参画推進基本計画（令和5年～令和9年）を策定。「性別にかかわらずお互いを尊重し、支え合い、誰もが活躍できるまち『築上』」を基本理念とし、アンケート調査結果や、ワークショップでの意見等をもとに、築上町男女共同参画審議会で審議を重ねたものである。
計画策定業務委託料として、216万400円を支出した。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 集会所運営費助成として、15ヶ所、合計397,348円を支出した。
- ・ 男女共同参画ネット運営費補助金として、45万円を支出した。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な行事が中止となっていたが、今後は活動が可能となることが予想され、積極的な啓発活動に努力を望む。

・ 特別会計 築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計

1) 主な事業の実施状況

- ・ 昭和41年度から昭和61年度まで合計740件の貸付を行った。現在は新規貸付は行わず、貸付金回収事務のみ行っている。
- ア) 住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金について
 - ・ 借受人が死亡、破産等のため償還が著しく困難であり、保証人からの償還も困難であると国土交通省が認定した場合、元利の4分の3の額が、補助金として、県を通して市町村に交付される。
 - ・ 補助金額について
 - i) 平成12年度から令和3年度までに交付対象となった債権は、計58件、元利滞納分合計1億7,229万2,389円。これについて、請求権を放棄するため議会提案し、可決された。
 - ii) 令和4年度分として、債権回収の見込みがない5件を対象に、1,169万1,000円の交付を受けた。これについて、請求権を放棄するため議会提案する予定である。
 - ・ 福岡県下60市町村のうち、46市町村が貸付金事務を保有、うち30市町村が住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金（国2/4、県1/4支出）を交付されている。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 1) のとおり。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 例年、貸付元本及び利子と比較すると、返済される額が1.1%と少額であるため、赤字決算となっており、地方自治法施行令第166条の2に基づき、繰上充用を実施している。
- ・ 今後の回収業務にあたっては、法的措置を含め、なお一層の努力を望むものである。

14 子育て・健康支援課

(①子育て支援係 ②健康づくり係)

1) 主な事業の実施状況

① 子育て支援係

- ・ 保育所の入所申請の審査及び保育料の認定並びに収納、保育所の運営及び管理に関すること。
- ・ 児童館の管理運営に関すること。
- ・ 築上町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行った。

② 健康づくり係

- ・ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージに応じた健康づくり及び生活習慣の改善に取り組み、すべての世代が健やかに生活できる社会の実現を目指すために策定された「築上町健康増進計画（健康ちくじょう21）」に基づき、予防接種の実施に関すること、生活習慣病予防の健診に関すること等を実施した。
- ・ 産後ケア事業を開始。訪問型、宿泊型がある。

・ 健康づくり係 新型コロナウイルスワクチン接種班

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業において、集団接種延べ1万5,252人、個別接種延べ5,588人、合計延べ2万840人に、3・4回目、また、オミクロン株のワクチンを接種し、これに、1億2,339万1,795円を支出した。
また、これには、国庫支出金等から1億2,332万3,996円の歳入があった。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

① 子育て支援係

- ・ 原油価格・物価高騰により負担が生じている私立保育園7園に対し、光熱費や送迎バスの燃料費への支援として、137万400円を支出、給食の質・量確保等への支援として、262万2,900円を支出した。
- ・ 町単独事業として、原油価格・物価高騰により負担が生じ、また、継続して新型コロナウイルス対策を実施している私立保育園等8園に対し、保育サービスの質を確保するため、215万円を支出した。

② 健康づくり係

- ・ 新生児を対象に聴覚検査及びライソゾーム検査に対する助成事業を開始。聴覚検査は70人、ライソゾーム検査は58人に、計60万8,600円を支出した。特にライソゾーム検査は、築上町単独事業であり、また、福岡県下初であった。

(次ページに続く)

- ・ 妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援とともに経済的支援を充実させるため、築上町独自事業として、「出産・子育て応援交付金事業」を新設。合計830万円を支出した。

内訳は、ちくじょうベビー出産応援金、515万円（50,000円×妊婦103人）、ちくじょうベビー子育て応援交付金、315万円（50,000円×乳児63人）である。

- ・ 健康づくり係 新型コロナウイルスワクチン接種班
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン集団接種等協力金交付事業において、接種体制を整備し円滑に接種ができるよう、3回目の集団接種実施医療機関及び高齢者施設、また、小児接種を行う医療機関に、協力金として、合計1,660万円を支出した。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 出生数について、2017年は120人だったが、5年後の2022年は88人と、26.67%の激減である。こうしたなかで、妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型の取組みには、大いに期待をしているところである。

- ・ 令和3年5月から実施された新型コロナウイルスワクチン接種事業について、令和4年度は3・4回目等を中心に実施し、集団接種から個別接種へと移行した。

令和2年2月1日、新型コロナウイルスワクチンの接種を円滑かつ迅速に行うために設置された新型コロナウイルスワクチン接種対策班は、令和5年3月31日に解散し、その役割を終えた。

国や県との調整、ワクチンの手配・保管、接種券の送付や、副反応等に関する問合せ等、前例がないなか、種々の膨大な事務に忙殺された数年だったと思う。この報告をもって、労いの言葉に替えたい。

15 建設課

(①公共土木係 ②農林土木係 ③管理係)

1) 主な事業の実施状況

① 公共土木係

- ・ 大雨等による道路等に堆積した土砂の撤去や河川に流れ込んだ立ち木等の撤去を行い、施設の機能回復を図った。
- ・ 築城基地周辺の道路改良事業を行い、町民の通行の安全及び利便性の向上並びに地域防災機能の向上に寄与した。

② 農林土木係

- ・ 町内に散在するため池ハザードマップの作成業務を行った。
- ・ 林業の安全確保のため、橋梁定期点検を行った。
- ・ 被災を受けた農地、農業用施設、林道施設等の災害復旧事業を実施し、機能回復を図った。

③ 管理係

- ・ 町内一円の町道等の補修を行うとともに、支障木の伐採を実施することで安全な通行の確保を図った。
- ・ 道路橋梁の定期点検を行い、緊急性の高い橋梁の補修設計及び工事を実施し、安全性の向上を図った。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 原材料費等補助金について、対象は、鉄筋、真砂、砕石、アスファルト、コンクリート、側溝等の原材料費、機械に必要な燃料費等である。21団体からの申請があり、合計499万606円を支出した。

3) 工事請負費執行状況 (1契約1,000万円以上)

- ・ 令和4年度の指名競争入札について、落札件数は17件、当初契約金額は合計4億164万3,000円である。

4) 所感

- ・ 原材料費等補助金について、築上町原材料費等補助金交付要綱では、交付対象者は、築上町内に住所を有する者で組織する団体で、同一自治会管内での申請は、一会計年度あたり補助金の合計が100万円が上限となっている。かたよりのない周知を実施するよう、指示した。
- ・ 築上町は、福岡県内町村において最も長い総延長630kmの町道を管理しており、このため、業務量も膨大である。また、築城基地関連の交付金、補助金も多い。さらに、自治会からの要望も多いことも鑑み、適切な人員配置を望むものである。

16 監査委員事務局

1) 主な事業の実施状況

- ・ 監査、審査及び検査の実施、報告、通知、公表に関すること。
- ・ 例月出納検査（12回）、決算審査（1回）、財政健全化判断比率審査（1回）、随時監査（1回）について、議会に報告した。
- ・ 築上町HP内にページを新設。監査計画や随時監査結果等を掲載し、住民に周知を図った。

- ・ 随時監査（概要）について

対 象	築上町水道事業 (公営企業会計。地方公営企業法適用)
内 容	①浄水場管理業務委託について ②水質検査業務委託について
日 程	令和4年12月19日～令和5年1月23日
指摘事項	・ 関係書類について、内容が慣例化され不適切な部分が見られたため、件名の統一や内容の精査を指示した。 ・ 契約金額の積算根拠の明確化及び妥当性について、再確認を指示した。
備 考	①については、その後の措置状況について報告を求め、改善状況を確認した。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 築上町HP内に監査のページを新設したことは評価したい。今後も常に最新の情報を掲載し、監査の実施内容等を広く周知するよう努力されたい。

17 教育委員会 生涯学習課

(①スポーツ振興係 ②社会教育係 ③図書館係 ④文化財保護係)

1) 主な事業の実施状況

① スポーツ振興係

- ・ スポーツの普及及び振興に関すること。
- ・ スポーツイベント実施や各種スポーツ施設管理に関すること。
- ・ 延塚奉行顕彰武道大会に関すること。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成に関すること。
- ・ 共生社会の実現を目指して、多様性の理解を深めるためのパラスポーツ体験などを取り入れた教育の推進。

② 社会教育係

- ・ 青少年育成に関すること。
- ・ 中央公民館、ソピア等の施設管理に関すること。
- ・ 延塚奉行顕彰会に関すること。
- ・ コンサートやはたちの集い（旧：築上町成人式）に関すること。
- ・ 築上町文化会館コマーレに関すること（指定管理先：株式会社しいだサンコー（第三セクター））。

③ 図書館係

- ・ ブックスタート事業に関すること。
- ・ ブックスタートフォローアップ事業に関すること。
- ・ 図書館協議会に関すること。
- ・ 令和5年1月に「～出会う・つながる・わくわくする～豊かな心と学びの心を育む、くつろぎの図書館」を基本理念とする「築上町図書館基本構想・基本計画」を策定。
- ・ 築上町図書館の整備に関すること。築上町役場築城支所改修基本調査業務及び公募型プロポーザルの実施による基本設計・実施設計の業者選定等。
- ・ 築上町図書館の整備に関する業務は、令和5年4月1日に教育施設整備室に移管された。

④ 文化財保護係

- ・ 築上町歴史民俗資料館、船迫窯跡公園、旧蔵内邸、旧竹内邸の管理運営に関すること。
- ・ 文化財の発掘・保護等に関すること。
- ・ 旧蔵内邸保存整備事業（主屋屋根・庭園修理）
- ・ 文化財説明板設置（9か所）

(次ページに続く)

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 旧蔵内邸保存整備事業（主屋屋根・庭園修理）について

ア) 旧蔵内氏庭園主屋修理工事について

- ・ 指名競争入札であったが、最終的にくじでの決定となった。競争入札監査資格審査の提出書類について、企画財政課管財係に内容を確認し、指摘した。詳細については、企画財政課4) 所感イ)を確認されたい。
- ・ 1,239万7,000円(国1/2・県定額補助)を支出した。

イ) 旧蔵内氏庭園保存整備工事について

- ・ 問題なく終了した。
- ・ 137万5,000円(国1/2・県定額補助)を支出した。

4) 所感

- ・ 築上町文化会館コマーレの事業運営について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分な活動できなかったが、これからの事業運営、その内容の充実に期待するものである。
 - ・ ブックスタート事業にて、従来から、4ヶ月健診時に、対象児とその保護者に、絵本の読み聞かせを実施、また、絵本を2冊贈呈している。これに加えて、今年度よりフォローアップ事業として対象を広げ、1歳6ヶ月健診時も、同様のサービスを開始した。絵本に触れ合うきっかけを増やす事業であると考えている。
 - ・ 現在、築上町図書館整備事業が進んでいるが、築上町図書館整備において、仕様書等含む関係書類を明確にするよう指示。住民が満足する図書館を期待している。
-

18 教育委員会 学校教育課

(①学校教育係 ②学校管理係 ③学校整備係)

・ 一般会計

1) 主な事業の実施状況

① 学校教育係

- ・ 教育委員会の会議に関する事。
- ・ 学級編成、教育内容及びその取扱い、教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- ・ 学校安全及び児童生徒の災害給付事務、学校給食に関する事。
- ・ 児童生徒の就学に関する事。
- ・ 就学援助並びに特別支援教育就学奨励等に関する事。
- ・ 小学4年生及び中学3年生の受講希望者を対象に習熟度別の授業を行う「築上塾（土曜講座）」を開講（隔週土曜日の午前中に開催）し、小学生38名、中学生52名が受講。小学生の部では令和4年度から漢字能力検定（7級）を実施した。教材費や漢字能力検定料は町が負担し、保護者負担はスポーツ安全保険料のみとした。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等に直面する保護者の学校給食費の負担軽減を図った。
- ・ 教育支援委員会（特別支援事業等）に関する事。
- ・ 施設等利用給付金（幼稚園）に関する事。

② 学校管理係

- ・ 工事計画の策定及び教育財産の取得、管理に関する事。
- ・ 教育施設の設置、管理及び廃止、学校の施設に関する事。
- ・ 築上町立八津田小学校の旧校舎解体工事及び倉庫建設工事を行った。
- ・ 再編関連訓練移転等交付金により整備した学校教育環境整備基金を活用し、小中学校にICT環境等の整備を行った。

③ 学校整備係

- ・ 椎田地区小中一体型校（仮称）の計画、調整等を行った。
- ・ 当該係は令和5年3月31日に廃止され、4月1日に設置された教育施設整備室に移管された。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 椎田中学校屋内運動場電灯改修工事、八津田小学校旧校舎解体工事、八津田小学校倉庫建設工事を行った。

(次ページに続く)

4) 所感

- ・ 児童生徒数の減少により、学級数の減少や複式学級の増加が進んでいる。また、学校施設の老朽化も進んでいることから、学校再編や施設整備の充実を図るため、令和4年10月に「築上町立小中学校適正配置基本計画」を策定した。
アンケート調査や校区毎の説明会を実施、町のHPや保護者連絡アプリでの配信、基本計画概略のチラシを全戸配布する等、情報発信に努めた。今後も丁寧な説明とともに、積極的な情報の公開に努められたい。
また、将来を担う児童生徒、その保護者や地域住民とともに、より良い教育環境づくりを進められたい。

・ 特別会計 築上町奨学金貸付事業特別会計

1) 主な事業の実施状況

- ・ 大学（修学年限4年）及び短期大学（修学年限2年）に進学又は在学する者で、経済的理由により修学が困難な者であって、無利子で1人当たり月額4万5,000円の学資貸付を行っている。また、償還期間は、貸付期間の3倍で、返還は年2回である。令和4年度は3名の継続申請があり、162万円を支出した。

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 実績がないため、該当なし。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

- ・ 実施していないため、該当なし。

4) 所感

- ・ 現年度分貸付金元金収入は193万円で調定比100%であるが、滞納繰越分貸付金元金収入は、8万円で調定比5.03%である。滞納分については、適切な指導を行うよう努められたい。
- ・ 奨学金貸付制度について、十分に周知を図るよう努め、有効に活用されたい。

19 上下水道課

(①上水道係 ②下水道係)

- ・ 築上町水道事業会計
 - ・ 築上町下水道事業会計
-

1) 主な事業の実施状況

※ 地方公営企業法の適応範囲について

- ・ 水道事業には、地方公営企業法の条文の全部が適用される。
- ・ 下水道事業には、地方公営企業法の条文の一部（財務規定等）が適用される。
- ・ 適用範囲は異なるものの、2事業ともに、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するための運営が義務付けられている。このため、一般会計・特別会計と異なる会計・財務処理となっている。

① 上水道係

- ・ 浄水場及び水道施設の維持管理、給水装置の新設、変更、増設及び修理に関すること。
- ・ 水道事業会計予算の執行、企業会計の経理事務に関すること。
- ・ 水道台帳の整備管理に関すること。
- ・ 給水の停止及び処分に関すること。
- ・ 冬場の上水道凍結について、事前に、HPや防災無線等で、水道管の破裂防止対策を周知しているものの、破裂、漏水が発生している。このため、上下水道課以外の職員も動員し、漏水箇所特定のために調査に回る等、対応に苦慮している状況である。

② 下水道係

- ・ 処理場及び下水道施設の維持管理、排水設備の新設、変更、増設及び修理に関すること。
- ・ 下水道事業会計予算の執行、企業会計の経理事務に関すること。
- ・ 下水道台帳の整備管理に関すること。
- ・ 平成28年度に策定した築上町下水道事業経営戦略（計画期間：平成28年度～平成37年度）について、改定を行った。これは、現在の状況を踏まえ見直しを行うとともに、適切に事業の進捗管理を行っていくためである。
- ・ 小型合併処理浄化槽設置整備事業について、生活雑排水対策を促進する必要がある地域において、小型合併処理浄化槽の計画的な設置整備を図るため、その設置者に対し補助金を支出した。

(次ページに続く)

2) 負担金、補助及び交付金執行状況

- ・ 特筆すべき点はない。

3) 工事請負費執行状況（1契約1,000万円以上）

① 上水道係

- ・ 置石配水池塩素注入施設工事を実施。繰越により令和5年度に支出予定。

② 下水道係

- ・ 椎田処理区管渠築造工事、椎田処理区マンホールポンプ設置工事、令和4年度築上町公共下水道事業現場技術業務委託を実施。合計2億6,353万5,800円を支出した。

4) 所感

- ・ 水道料金、下水道使用料及び受益者負担金（分担金）について、負担の公平性の見地から納付の意識高揚に努め、適正な負担を図り、滞納を発生させない徴収体制を強化する等、未収金の削減に引き続き取り組まれない。また、令和3年度からスマートフォンアプリ決済が可能となっており、令和4年度からは、対応アプリが増えている。納付率の向上につながることを期待している。
- ・ 下水道事業について、5地区の処理区、処理区域内人口11,554人のうち、接続人数8,719人、水洗化率75.5%となっている。また、事業実施中の椎田地区の公共下水道事業については、加入率が47.0%と、かなり低い数字となっており、今後、汚水処理構想及び事業計画等の見直しを検討すべき時期にきていると危惧している。

第3 むすび

もはや、厳しい財政状況は慢性的なものにも見えるが、更に、新型コロナウイルス感染症に関する各種規制が緩和されるなかで、ウクライナ情勢が拍車を掛けた物価高騰等、過去数年との変化やこの先の見通しについて、いかに分析・予想し、行動していくかが喫緊の課題と思われる。

そのようななかで、令和4年度歳入歳出決算は、歳入149億7,260万4,489円、歳出141億5,960万6,400円（一般会計、特別会計合計額）となった。

歳入について、当町は、航空自衛隊築城基地を抱える基地の町である。交付金、補助金に関わる3法、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）について、歳入9億5,066万9,000円（繰越分除く）と町の貴重な財源となった。

歳出について、今後も、椎田地区小中一体型校（仮称）事業や築上町図書館整備事業等の大型建設事業が続き、莫大な予算が想定されている。

さて、定期監査について、まず、例年、監査項目となっている負担金、補助及び交付金について、補助金交付事務の適正化を念頭に、要綱等の整備や確認を十分に行うとともに、時代に適合した内容への見直し、必要性・妥当性について、今一度精査するよう指示した。また、関連書類について、起案から完了までの一式書類等の適切な事務決裁、その後の文書管理について、徹底するよう指示した。

次に、各種契約事務について、仕様書の段階で最も重要な積算根拠において、監査請求等でいつ誰から資料を求められても、迅速に回答できるよう、その過程、根拠等を明確にするよう指示した。また、文書について、適正に保管・保存するよう指示した。

ところで、マイナンバー制度や各種デジタル化に代表される自治体DXは、今後も加速すると思われる。自治体の情報システムの標準化・共通化、統合型GISの利活用、行政手続のオンライン化等を更に進めながら、住民の利便性の向上に寄与していただきたい。

その一方で、高齢者や障がい者、電子機器の操作が不得手である人等には、利便性の低下につながるおそれもあり、公平性の観点から、今後の重要な課題と言える。

その課題を解決するためには、すべての職員、議員において、様々な種類のスキルアップが求められていると考える。

最後に、今後、築上町においても、人口減少に伴う税収減、国からの交付金、補助金等の削減が予想される。限られた財源のなかで、福祉や医療等の充実を図りながらも、施策の効果の検証、それを受けての改善が、更に重要になると考える。

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とある。

各種団体への交付金、補助金の適正化、施設管理コストの最小化、事業の取捨選択、また、現在はもちろん、将来の財政状況も踏まえたうえでの事業実施を強く要望するものである。

